

議案第 号

木更津市農業委員会の委員及び木更津市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について

木更津市農業委員会の委員及び木更津市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例を次のように制定する。

平成 年 月 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市農業委員会の委員及び木更津市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定により木更津市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び木更津市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、18人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、18人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(木更津市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の廃止)

2 木更津市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例（昭和47年木更津市条例第24号）は、廃止する。

提案理由

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定により木更津市農業委員会の委員及び木更津市農地利用最適化推進委員の定数を定めるため、新たに条例を制定しようとするものである。